（記録）

第十一条　（略）

2　特定放射性物質を取り扱う製造業者は、当該特定放射性物質の取扱いにつき、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

一　防護区域常時立入者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名

二　防護区域の出入管理の状況及びその担当者の氏名（前号に掲げる状況及び氏名を除く。）

三　監視装置による防護区域内の監視の状況及びその担当者の氏名

四　特定放射性物質の点検の状況及びその担当者の氏名

五　特定放射性物質の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守の状況並びにこれらの担当者の氏名

六　防護に関する教育及び訓練の実施状況

七　製造所における特定放射性物質の運搬に関する取決め

3　前二項の帳簿は、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

（障害防止主任者）

第十二条　製造業者は、次の各号に掲げる者のうちから障害防止主任者を選任して、放射性物質による障害の防止に関する監督を行なわせなければならない。

一　（略）

二　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第一項に規定する第一種放射線取扱主任者免状を有する者

（特定放射性物質防護管理者）

第十二条の二　特定放射性物質を取り扱う製造業者は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうちから特定放射性物質防護管理者を選任して、特定放射性物質の防護に関する監督を行なわせなければならない。

一　製造所において特定放射性物質の防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者

二　放射性物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者

三　特定放射性物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると認められる者

（報告）

第十三条　製造業者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

一～四　（略）

五　放射性物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ　（略）

ロ　気体状の放射性物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ　漏えいした放射性物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

六～九　（略）

2・3　（略）

（記録）

第十一条　（略）

（新設）

2　前項の帳簿は、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

（障害防止主任者）

第十二条　製造業者は、次の各号に掲げる者のうちから障害防止主任者を選任して、放射性物質による障害の防止に関する監督を行なわせなければならない。

一　（略）

二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第一項に規定する第一種放射線取扱主任者免状を有する者

（新設）

（報告）

第十三条　製造業者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

一～四　（略）

五　放射性物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ　（略）

ロ　気体状の放射性物質等が漏えいした場合において、空気中濃度限度を超えるおそれがないとき。

（新設）

六～九　（略）

2・3　（略）